

## 議案第 8 号

京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 27 年 2 月 13 日提出

京都府後期高齢者医療広域連合長 栗山 正隆

### 提案理由

平成 27 年 1 月 14 日の政府決定に基づき、平成 27 年度保険料の保険料軽減判定所得の基準額の引き上げについて規定する必要があるので、提案する。

京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項第2号中「245,000円」を「260,000円」に改め、同項第3号中「450,000円」を「470,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。